



令和7年度 第1回河輪小学校学校運営協議会

日時 令和7年5月15日(木)14時00分から16時00分
会場 河輪小学校 3階会議室

次 第

司会 間宮委員

開催要件(過半数の出席)確認

1 開会

2 会長挨拶

会長

3 校長挨拶

村松校長

4 委員紹介(任命書交付)

5 浜松市学校運営協議会規則確認

和久田教頭

6 議長の選出

7 前回会議録、令和6年度協議会自己評価の確認

和久田教頭

8 熟議

(1) 令和7年度の学校運営の基本方針

村松校長

(2) 令和7年度コミュニティ・スクールについて

村松校長

(3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について

和久田教頭

9 報告

- ・長期休業中の学習支援について
- ・令和7年度の学校活動について

10 教育総務課より

11 連絡事項

- ・ 第2回学校運営協議会 令和7年11月 6日(木)14:00~16:00
- ・ 第3回学校運営協議会 令和8年 2月17日(火)14:00~16:00

1 閉会



(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(河輪小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- 地域(地元)の交流を深めて広く子供たちの健全・安全な見守り及び健やかな環境育成に貢献していく。
- 多様な地域の人材活用により、豊かな学びを実現し、キャリア教育の推進を図る。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

各委員が校長先生の学校運営の基本方針について理解が深まっており、十分熟議することができた。個々の視点より学校に関しての有意義な提言がなされたと思われる。特に、河輪っ子に不足していることを重点に熟議できた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

学校支援コーディネーターを中心に、教育活動の充実につながる支援について熟議を進めることができた。また、積み上げてきた「支援一覧」を参考に本年度も「河輪小学校応援団」として、学校支援活動についての熟議を進めることができた。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

「河輪小コムスクだより」や、「さくら連絡網」などを通じて話し合いの内容について十分な情報発信ができた。HPでの情報提供については、そこへの誘導ができればよいと思われる。また、地域住民に協議会自体の認知を進めることも必要ではないか。「さくら連絡網」での情報発信は、保護者はともかく、地域での理解は不十分なところがある。「学校だより」のようなもので町内回覧板に載せ、地域への発信力を高めることも必要と考える。それにより、学校応援が今以上に多く生まれてくると思われる

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

- 地域(地元)の交流を深め、広く子供たちの健全・安全な見守り及び健やかな環境育成に貢献していく。
- 多様な地域の人材活用により、体験活動や生き方について考える学習を充実させ、豊かな学びを実現し、キャリア教育の推進を図る。

(様式2)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を記載する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標となっているか、また、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に評価する。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 委員個人の目標ではなく、協議会の目標を記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

令和7年度 河輪小学校学校運営協議会委員

	お名前
1	鈴木 大介
2	渋谷 徳行
3	太田 尚吾
4	藤田 正治
5	藤田 沙奈江
6	間宮 年弘
7	袴田 伯領
8	鈴木 裕美
9	秋山 沙緒理
10	

学校運営協議会 年間計画（案）

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和7年 5月15日（木） 14:00～16:00	（1） 学校運営の基本方針について （2） コミュニティ・スクールについて （3） 夢育やらまいか事業に対する意見書について	
2	令和7年 11月6日（木） 14:00～16:00	（1） 特色ある学校づくりについて 等	
3	令和8年 2月17日（火） 14:00～16:00	（1） 学校関係者評価について （2） 次年度学校運営基本方針について （3） 学校運営協議会の自己評価 ☐ 夢育やらまいか CS 加算分の報告	

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 第3回 河輪小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和6年 2月18日（火） 14時00分から16時00分まで
- 2 開催場所 河輪小学校 1階会議室
- 3 出席委員 鈴木大介、渋谷德行、太田尚吾、藤田正治、藤田沙奈江、間宮年弘
袴田 伯領、森 俊彦、鈴木 裕美
- 4 欠席委員 久下 聡美
- 5 オブザーバー 古橋（南陽協働センター職員）
- 6 学 校 太田賀子（校長）、和久田仁（教頭）、大石広美（教務主任）、
乾 由佳（CSディレクター）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 CS ディレクター 乾 由佳
- 9 議長の選出
司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、間宮委員から会長を推挙する旨の発言があり、全員意義なくこれを承認した。

10 協議事項

- （1）学校関係者評価
- （2）学校運営協議会の自己評価
- （3）令和7年度学校運営の基本方針の説明

11 会議記録

司会の間宮委員から、委員総数10人のうち9人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）学校関係者評価（別紙参照）

- ・アンケートの中で一番大切だと思うのは、『学校が楽しいと思える』ということ。楽しく通えないと、不登校につながったりもするので、楽しく学校生活を送ることが大事。（藤田正治委員）
- ・私が気になったのは、『授業の内容がよく分かる』という質問にそう思うと答えた子供が8割を下回っているという点です。基礎の反復練習をしっかりとやっていただいて、その学年の学びについては、その学年の間に理解できるようにするということが大切だと思います。子供たちが「学びたい、知りたい、解きたい、伝えたい」という気持ちを育むよう先生方にも頑張っていただきたい。（袴田委員）
- ・アンケートの回答で、『あまりそう思わない。そう思わない。』と回答する子供たちはなぜそう思うのか？単学級で変化がないのは残念だが、サポートを考えて頂きたい。（森委員）
- ・体力カードを継続することなので、体力向上につながっていくと思います。（藤田沙奈江委員）
- ・楽しく通っているというのは良いことだが、ある程度苦しい思いをして成果を得られる楽しさも知ってほしい。子供たち自身で苦手分野を理解して、どうやったらいいのかを工夫してやってほしいと思います。（間宮委員）

- ・先ほどの説明の今年21件あり、6件は解消しているとのことでしたが、残りはどうなっているのですか？（袴田委員）
- ・学校に来られない子は、何か一人一人の気持ちがあるのかなと思います。（鈴木委員）

（2）学校運営協議会の自己評価（別紙参照）

- ・皆さんから出して頂いた評価について、ご意見をお願いします。（鈴木会長）
- ・十分な情報発信という項目ですが、さくら連絡網がとてもよいと思っています。回覧板で回しても、見る方と見ない方がいるのでさくら連絡網はいいと思います。（藤田沙奈江委員）
- ・さくら連絡網もいいとは思いますが、私は回覧板で回すと子供のいない家庭にも情報が流れ良いと思う。ポイントを押さえて回してもらえるとありがたいかなと。（間宮委員）
- ・来年度の目標について、なにかご提案があれば言って頂きたいと思います。（鈴木会長）
- ・十分皆が納得するまでいっていないので、このままでもっと発展させていけばいいのではないのでしょうか。（森委員）
- ・キャリア教育と言われても漠然としていてわかりにくいので、具体的に示す、例を入れるなどしたらイメージを持ちやすいのではないかと。（藤田正治委員）
- ・ICTとかプログラミングが得意な人が地域にたくさんいると思います。人材活用とも結びつくと、発掘していけばいいのでは。（鈴木委員）
- ・ありがとうございます。もう少し具体的に載せるようにしたいと思います。来年度の初めの運営会でまた説明するようにします。皆さん、ありがとうございました。（鈴木会長）

（3）令和7年度学校運営の基本方針の説明（別紙参照）

- ・ICTのCについて、あまりやっていないように思うので、コミュニケーションにも力をいれてやって頂けたらと思います。（間宮委員）
- ・ピアサポートの活動、スポーツや音楽に関してもかなりやっていると思うので、もっと幅を広げてやって頂けたら完璧じゃないかなと思います。（藤田沙奈江委員）
- ・今の子供たちに求められていることが昔とは異なっている。多様性ということを子供、保護者、先生方への浸透が出来ていないと思うので、そこを学ぶということ大事だと思います。（鈴木委員）
- ・子供たちの一人一人の良さと可能性を引き出す教育をしていただきたい。（藤田正治委員）
- ・不登校、いじめは学校だけでなく、家庭、地域、子供とよく話し合う。褒めて育てるということは大事だと思います。（太田委員）
- ・ふわふわ言葉、チクチク言葉と区別して学んで、大人になった時自分に自信があれば、跳ね返すことが出来るので、そういった力を身につけて欲しいと思います。（渋谷委員）
- ・全員、承認。

12 連絡事項

校長より、来年度の運営協議会の開催予定日が資料に記載されていて、開催場所は3階の会議室に変更になる予定との旨報告があった。

令和7年度 浜松市立河輪小学校 グランドデザイン

浜松市の目指す教育

描く夢や未来の実現
～主体性・多様性・包摂性・信頼・協働～

目指すこどもの姿

- 自分らしさを大切にするこども
- 他者と協働し、主体的に行動できるこども
- 自己調整しながら、粘り強く取り組むこども

南陽・東陽中学校区の目指すこども像

校区の目指すこども像

「自他を大切にし、
高め合う子」

- 笑顔のあいさつ
- 高い規模意識
- 学ぶ喜び

学校教育目標 やさしく たくましく 輝く子

かわわ
(和) (輪)



にせまるマン

(知)主体的に学ぶ子

- ☆話を聴き
前向きな態度で学習する子
- 望ましい学習習慣の定着
- 学習の基礎・基本の定着
- 自己調整力を育む
- 校内研修の充実

(徳)みとめ合う子

- ☆自分や友達のよさを見つかることができる子
- 温かく安心できる学級のよりよい人間関係作り
- 自己肯定感を高める
- 道徳教育の充実
- 「生活の約束」と温かな言葉遣いの徹底

(体)やりぬく子

- ☆めあてを立ててチャレンジする子
- 目標をもって取り組む
- 体育科の授業や行事
- 心身の健康を育む
- 保健教育の充実
- 安心・安全な減災・防災教育



まんまるマン

知・徳・体をバランスよく育み生きる力を育成する
合言葉 まんまるのころ

すべてのこどもの 可能性を引き出す学びの実現

- 発達支援教育を根幹に据えた教育
- 多様なニーズに応じた学習や支援の実現
- こどもの自己調整力と主体性を育てる
- 校内研修の充実 (ICT機器の効果的な活用)

自分らしさが発揮できる 安全・安心な学校づくり

- 当たり前のことが当たり前に行えるこどもの育成
- いじめ等問題行動の未然防止、早期発見、組織的な対応
- 思いやりの心を育む道徳教育の充実
- 12年間の学びと育ちをつなぐ教育活動
- 教育相談体制の充実

地域とともにある学校

〈こどもの心の基盤となる家庭〉

- 基本的生活習慣の定着
- 家庭学習の充実
- 保護者の学びの機会や家庭への支援体制の整備

〈こどもの育ちを支える地域〉

- コミュニティ・スクールによる豊かな学びの実現
- 郷土愛の醸成 ● キャリア教育の推進
- 学校運営協議会の塾議による学校、保護者、地域住民との連携、協働の推進
- 河輪小学校応援団等による学習支援、環境整備の充実

魅力あふれる 教職員

- だれにでも信頼される教職員
- 専門性と指導力を磨き続ける教職員
- 主体的に生き生きと働く教職員

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携・協働してこどもを育む

令和7年度 河輪小学校 コミュニティ・スクールの方針

1 ねらい

「河輪小学校運営協議会」と「河輪小学校応援団(学校サポートシステム)」との連携・協働によりキャリア教育を推進する豊かな学びの実現と教育活動のさらなる充実を図り、学校教育目標である「やさしく たくましく 輝く子」の育成を目指す。

2 今年度の目標

- ・地域（地元）の交流を深め、広く子供たちの健全・安全な見守り及び健やかな環境育成に貢献していく。
- ・多様な地域の人材活用により、体験活動や生き方について考える学習を充実させ、豊かな学びを実現し、キャリア教育の推進を図る。

3 イメージ図 裏面

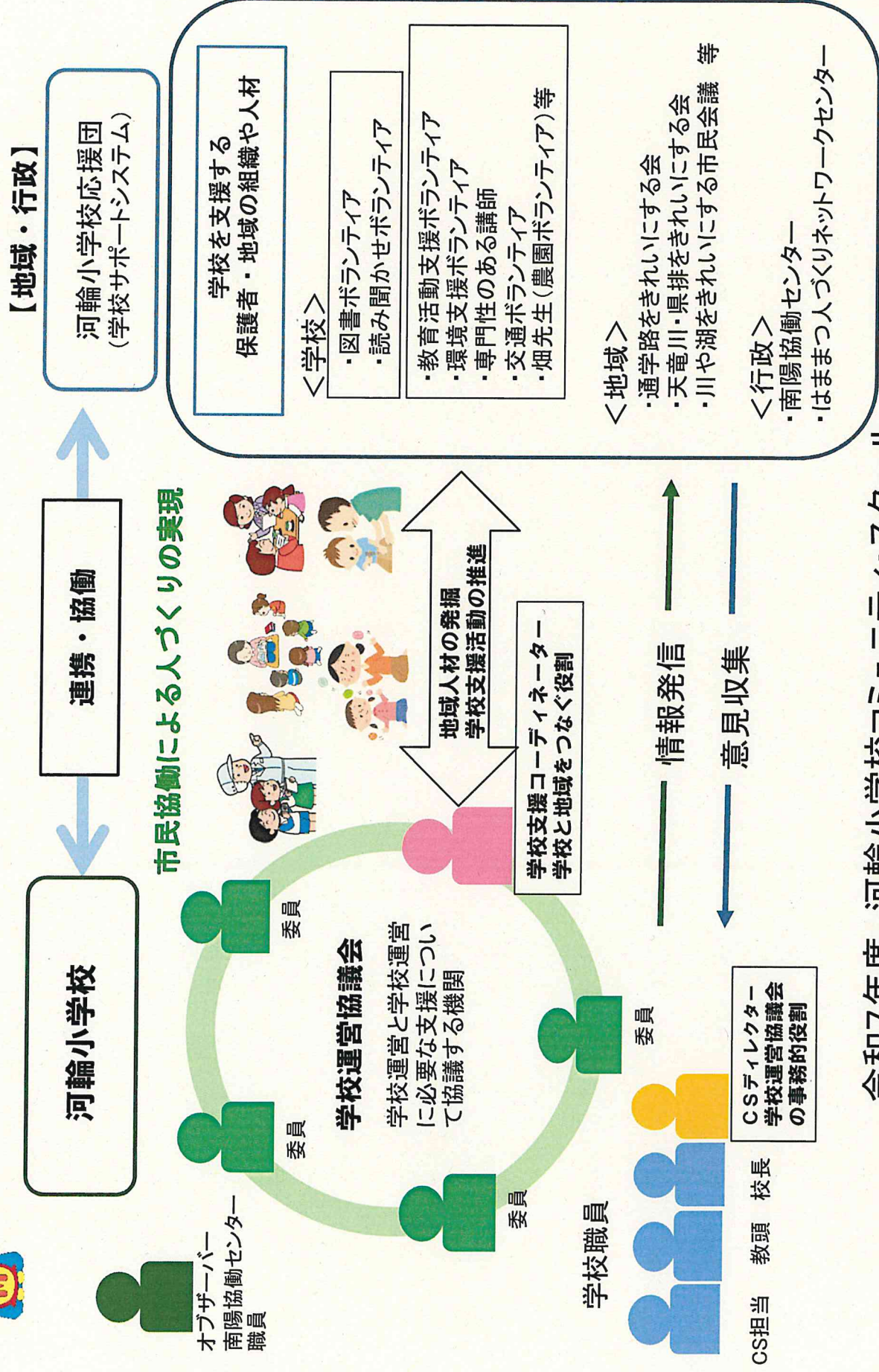
4 今年度の取組

河輪小学校協議会 承認(承認・熟議・評価) 【学校運営協議会委員】	河輪小学校応援団 (学校支援) 【学校・学校支援コーディネーター等】	情報発信活動(保護者・地域住民) 【学校、学校支援コーディネーター CSディレクター等】
1 R7年度学校運営の基本方針の承認 2 コミュニティ・スクールの方針について 3 夢育やらまいか事業 意見書 4 学校支援に関する課題について等 5 学校関係者評価 6 学校運営協議会自己評価 7 夢育やらまいか事業 報告書 8 R8年度学校運営の基本方針	1 学校支援の取組について ・学校が要望する支援について ・各月の取組について 2 キャリア教育の推進 ・キャリア教育年間指導計画への位置付け(学校の取組) ・河輪小版生き方授業について	1 コミュニティ・スクール便りの発行(年間3回) 2 学校HPへの掲載 3 学校だよりへの掲載 4 PTAとの連携による保護者への周知(PTA広報誌への掲載等)





学校教育目標 やさしく たくましく 輝く子



令和6年度 学校の教育活動への支援一覧

学年等	教科等	実施月	内 容
1	下校支援	4月	集団下校補助
	生活科	12月	チューリップ・パンジー苗植え
2	生活科	5～7月	野菜栽培活動補助
	生活科	12月	お店探検活動補助
3	社会科	通年	農業見学 8回
	総合	12月	鏡餅作り
4	総合	1 月	ビオラ苗植え
	図工	11 月	砦の木片やすり掛け
5	家庭科	6月	裁縫補助
	家庭科	10月	ミシン補助
6	家庭科		ミシン補助
学校	図書	通年	本の読み聞かせ 図書室整備
	クラブ活動	通年(回)	クラブ活動講師(茶道 折り紙 等)
	河輪っ子農園	通年	タマネギ、サツマイモの苗植え、収穫
	通学路をきれいにする会	通年	苗植え 3年 サツマイモほり 1・3年
	・天竜川・県排をきれいに する会	5月 11月	天竜川クリーン作戦2年 天竜川クリーン作戦5年
	交通ボランティア	通年	児童登校の見守り
	川や湖をきれいにする市 民会議	10月 12月 2月	サツキマスの放流 5年 アマゴの里親 5年 アマゴの放流 5年

☆2月27日 6年生を送る会の中でボランティアさんに感謝する会を開催



(様式1)

令和 7年 5月16日

浜松市立河輪小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 間宮 年弘 様

浜松市立河輪小学校運営協議会
会長

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和7年5月15日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① クラブ活動、総合的な学習の時間に地域住民や保護者を講師として招聘して体験活動や生き方について考える学習を充実させ、子供たちの豊かな学びの実現やキャリア教育の推進を図るべきである。
⇒クラブ活動で、定期的に地域住民や保護者を講師として招聘する。
⇒総合的な学習の時間に専門性の高い講師を招聘し、生き方について学ぶ学習を計画的に実施する。
- ② 地域住民や保護者を学習補助ボランティアとして招聘し、学習や行事などの教育活動の支援を行い、子供たちの学びを充実させるべきである。
⇒地域住民や保護者によるボランティアを依頼し、学習や行事など学校が必要とする教育活動の支援を計画的に実施する。
- ③ 河輪小農園、花壇でタマネギやサツマイモなどの野菜を地域住民ボランティア（畑先生）と一緒に栽培して生長や収穫の喜びを味わわせ、子供の豊かな心と地域を愛する心を育むべきである。
⇒地域のボランティアの方々（畑先生）の力を借りて、河輪小農園での栽培活動を計画的に実施する。